

まただ 税申告のおしらせ

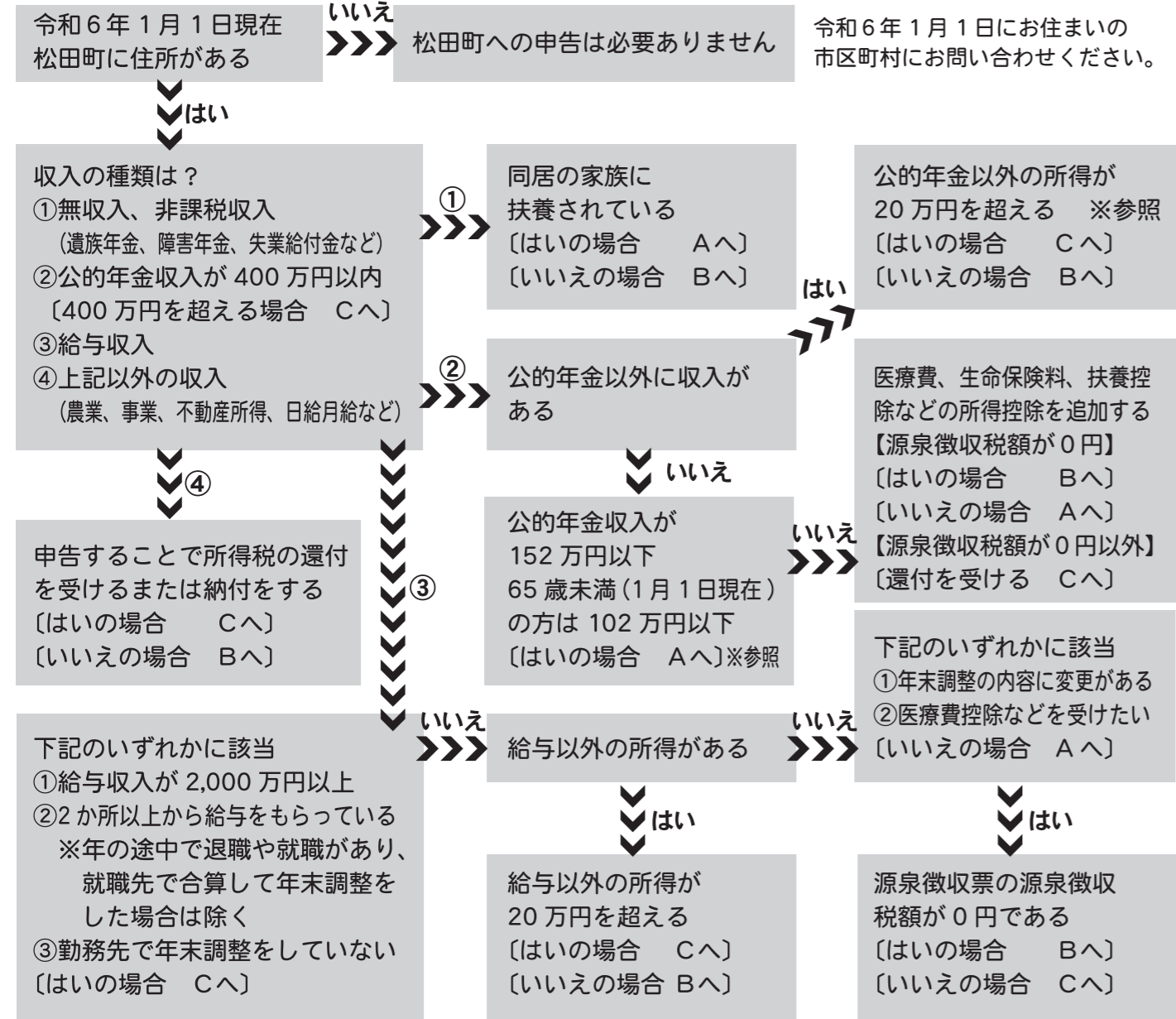
令和6年1月1日発行 編集・発行 松田町役場 税務課

- ◆確定申告に関するお問合せ
小田原税務署 電話 35-4511(代)
〒250-8511 小田原市荻窪 440 番地
- ◆住民税申告に関するお問合せ
松田町役場 税務課 電話 83-1224
〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地

あなたの“申告相談必要度”をご確認ください

この表は、制度に基づき作成していますが、源泉徴収票の内容によっては、申告を必要とする場合もありますので、ご容赦ください。

スタート



※源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合がありますので、お問い合わせください

ゴール

- A** 原則、所得申告は必要ありません
- B** 住民税（町民税・県民税）の申告が必要（松田町役場へ申告してください）
- C** 所得税の申告が必要（税務署、松田町役場など）

お勤め先から課税資料が届かなかった場合などは、申告していただくことがあります。課税資料は保管しておいてください。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定資料にもなる重要なものです。必ず申告してください。

申告書の提出期限は令和6年3月15日（金）

e-Tax で申告手続きがさらに便利に！ 電子申告をはじめませんか

自宅から確定申告
できます！

e-Tax（イータックス）を利用すると、インターネットを利用して国税の申告や申請などができます。申告は、「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライター」を使用するマイナンバーカード方式、「ID（利用者識別番号）」と「パスワード（暗証番号）」があれば利用できるID・パスワード方式があります。

ID・パスワード方式
税務署で職員と対面による本人確認後、即日発行します。発行を希望される方は、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認ができる書類をお持ちの上、お近くの税務署で申請してください。

- 1 国税庁HP「確定申告書作成コーナー」へアクセス**
画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。（印刷して税務署へ提出も可能）
確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。
スマホ、タブレット端末での利用も可能です。

- 2 作成した申告書をe-Taxで送信（提出）**
送信には、マイナンバーカードがなくても税務署で発行されたIDとパスワードがあればできます。
源泉徴収票などの添付書類は提出が不要です。
送信データの控えは、PDF形式で保存できます。

医療費控除は「医療費控除の明細書」が必要です

申告する方やその方と生計を共にする配偶者やその他親族のために令和5年中に支払った医療費がある場合は、所得金額から差し引くことができます。

まずは計算して医療費控除額を確認してみましょう。
領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

$$\begin{array}{r}
 \text{a} \\
 \text{令和5年中に支払った医療費の総額} \\
 \text{---} \\
 \text{b} \quad \text{保険金などで補てんされる金額 (高額療養費など)} \\
 \text{---} \\
 \text{c} \quad \text{10万円 ※} \\
 \text{---} \\
 \text{d} \quad \text{医療費控除額}
 \end{array}$$

※所得の合計額が200万円までの方は所得の合計額の5%

<計算の例>

医療費 150,000円 で補填額 20,000円 の場合

$$\text{a } 150,000 \text{円} - \text{b } 20,000 \text{円} - \text{c } 100,000 \text{円} = \text{d } 30,000 \text{円}$$

スマホ申告での医療費控除の入力方法やe-Taxでの申告手順については、こちらの二次元コードを読み取り、「動画で見る確定申告」からご確認ください

「医療費控除の明細書」に記載する項目

- ①医療を受けた方の氏名
- ②病院・薬局などの支払先の名称
- ③医療費の区分（次のどの区分か）
診療・治療 介護保険サービス
医薬品購入 その他の医療費
- ④支払った医療費の額
- ⑤ ④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額（高額療養費など）

※医療を受けた方、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。
あらかじめ領収書などを整理し、計算しておいてください。

※医療保険者から交付を受けた「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付すると明細書の記入が省略できます。

町役場での申告用紙配布は1月19日（金）から

数に限りがありますので、できるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください

※医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です

期間 2月15日(木)～3月6日(水)※土日祝日を除く

場所 役場1階 1A・1B会議室

時間 9:00～11:00、13:00～16:00

※役場2階入口で検温を実施してからお入りください。

※農業所得、不動産所得、事業所得の申告をされる方は、収支内訳書または青色申告決算書を作成しておいてください。

※租税公課に固定資産税を計上される方は、令和5年度固定資産税納税通知書または固定資産課税明細書をご利用ください。

※譲渡所得、住宅借入金等特別控除(1年目)、贈与税、相続税、消費税の申告相談は行えませんので、小田原税務署をご利用ください。

※予約制ではありませんが、番号札を税務課で配付していますので必ずお持ちください。

申告会場内では番号札の配付をしていません。

寄地区特設会場	月日	時間	会場
寄地区特設会場	2/7 (水)	9:00～11:30	田代地域集会施設
		13:00～16:00	弥勒寺多目的集会施設
	2/8 (木)	9:00～11:30	宇津茂地域集会施設
		13:00～16:00	
	2/9 (金)	9:00～11:30	虫沢地域集会施設
		13:00～16:00	萱沼地域集会施設

※積雪等で直前に中止することがありますのでご承知おきください。

問 税務課 町民税係 電話 83-1224

申告に必要なものは事前に整理しましょう

◆所得を証明するもの

- ・源泉徴収票や支払調書
- ＜給与や年金以外の方＞
- ・帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却費の計算書などにより作成する収支内訳書や決算書

◆控除を証明するもの

- ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の所得税確定申告参考資料 ※圧着はがき

＜公的年金から天引きの方＞

- ・年金の源泉徴収票 ※圧着はがき

＜医療費控除を受ける方＞

- ・医療費控除の明細書(詳しくは裏面を参照)

＜障害者控除を受ける方＞

- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書

＜寄附金控除を受ける方＞

- ・寄附金額を証明する書類

◆その他

持っていない

- ・申告者のマイナンバーカード **➡➡➡➡➡➡➡➡**
- ・扶養親族のマイナンバーがわかるもの
- ・税務署から送られた「確定申告のお知らせ」はがき

＜還付申告の方＞

- ・本人名義の預貯金口座の口座番号などの控え など

公益社団法人 小田原青色申告会

確定申告指導会場

期間 2月1日(木)～3月15日(金)

※土、日(2月4日・11日)、祝日、振替休日を除く



来場申込 9:15～16:05

※事前に来場申込が必要(詳細は二次元コードから)

場所 青色会館 3階 大ホール

※個人情報保護の観点から、確定申告書をお預かりしての税務署提出と、e-Taxでの申告については会員限定で承ります。
※年金・給与所得のみの未会員の方は、会場利用料3,000円(税込)が必要です。

問 (公社) 小田原青色申告会 電話 24-2611 (代)

＜マイナンバーカードをお持ちでない方＞

次の①、②の両方が必要です。

- ①番号確認書類 通知カード、マイナンバー入りの住民票の写し など
- ②身元確認書類 運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳 など

東京地方税理士会の税理士による所得税(国)の申告相談、住民税(県、市町村)の申告相談を行います(無料)。

＜相談＞

9:30～12:00 13:00～16:00

オンラインによる事前申込をお願いします(電話での受付は行っていません)。オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。一部、当日入場整理券を配付しますが、相談可能人数に達した場合は受付を締め切ります。受付時間は各会場15時までになります。

特に毎年、午前中が混雑します。

※住所外以外の会場でも利用できますが、松田町役場では、松田町の方しか相談できません。

※小規模納税者の所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税の申告(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合を除く)を対象としています。

※申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に提出してください(郵送可)。

※所得金額が高額な場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合、相談内容が複雑な場合、すでに税理士に依頼されている場合は、ご遠慮ください。

問 【無料相談のオンラインによる事前申込】
東京地方税理士会
電話 050-1808-7285

問 【所得税および復興所得税、消費税および地方消費税】
小田原税務署 電話 35-4511 (代)

問 【住民税】
税務課 町民税係
電話 83-1224

月日	会場
2月2日(金)	小田原市川東タウンセンターマロニエ (3階マロニエホール)
2月8日(木)	南足柄市役所
2月9日(金)	(5階大会議室)
2月15日(木)	松田町役場 (1階1A B会議室)

事前申込サイト

下記のいずれからのサイトからお申込みください
LINE 事前申込 Web 事前申込



https://coubic.com/tochi118/booking_pages

所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場

期間 2月16日(金)～3月15日(金)※土日祝日を除く

ただし2月25日(日)は開設

時間 【受付】8:30～16:00 ※提出は17:00まで

【相談】9:00～17:00

※会場への入場には「入場整理券」が必要です(提出のみの場合は不要)。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」し、事前に日時指定の入場整理券を入手することができます。配付状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

※3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

申告期限および納期限

所得税・贈与税 復興特別所得税	3月15日(金)
個人事業者の 消費税・地方消費税	4月1日(月)

問 小田原税務署 電話 35-4511 (代)

注意

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方が、確定申告を行う場合は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に必ず含めてください。